

## 奥羽大学における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

### 1. 趣旨

奥羽大学における競争的資金に係る間接経費（以下「間接経費」という。）について、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）に基づき使用に関する基本方針を定める。

### 2. 定義

（1）「競争的資金」とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する文部科学省科学研究費助成事業等の研究開発資金である。

（2）「配分機関」とは、競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関または研究者に配分する機関である。

（3）「被配分機関」とは、競争的資金を獲得した研究機関または研究者の所属する研究機関である。

（4）「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関または研究者が使用する経費である。

（5）「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として被配分機関が使用する経費である。

### 3. 間接経費の額

間接経費は直接経費の10%に相当する額とする。ただし、配分機関による定めがある場合はそれに準拠するものとする。

### 4. 使用用途

間接経費は、被配分機関における研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として手当てする必要がある、研究者の所属する研究機関に対して配分されることを踏まえ、間接経費総額を大学全体の研究機能向上のための管理及び研究に係る経費（人件費、公的研究費内部監査費用等）として使用する。

### 5. 実績報告書の提出

毎年度の間接経費の執行状況について、「競争的資金に係る間接経費実績報告書」を競争的資金管理部局が作成し、学長の承認を経て定められた期日までに文部科学省競争的資金を所轄する省庁に提出する。

以 上